

川崎市学校給食センター条例の制定について

川崎市学校給食センター条例（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、川崎市立学校における学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町3丁目149番地2
川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1, 700番地8
川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木2丁目8番5号

（職員）

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

制 定 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、川崎市立学校における学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センターを設置するため、この条例を制定するものである。